

# 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会表彰規程

(昭和42年12月規程第1号)

(平成18年12月全改)

(表彰該当)

**第 1 条** 社会福祉事業の施設・団体又はこれに勤務する役職員及び民生委員、児童委員等、社会福祉奉仕者、その他、社会福祉事業に対し、金品の寄贈又は労力の提供等により多大の貢献をなし、その功績顕著と認めるものに対して本規程によりこれを表彰することができる。

(表彰の方法)

**第 2 条** 表彰は表彰状又は感謝状などを贈ることによってこれを行う。ただし、金品を併せて贈ることができる。

(表彰の決定)

**第 3 条** 第1条に該当すると認めるときは、施設又は団体の推薦を受け、選考委員会の審査を経て、会長がこれを決定する。

(選考委員会)

**第 4 条** 選考委員会は会長が理事の中より委嘱する5名の委員をもって構成する。

(そ の 他)

**第 5 条** 本規程に関する要綱は別にこれを定める。

附 則

この規程は昭和42年12月13日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

# 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会表彰要綱

(昭和42年12月13日制定)

(平成18年12月全改)

(趣 旨)

**第 1 条** この表彰は、多年にわたって社会福祉事業に献身的な努力を続け、その業績が顕著であり、他の模範とする社会福祉事業従事者並びに社会福祉に関する総合的諸活動が優良な団体及び協助者を表彰してその功績をたたえ、感謝の意を表するとともに、社会福祉事業の進展に資する。

(表彰の要件)

**第 2 条** 表彰の要件は次のとおりとする。

(1) 民生、児童委員功労者

民生委員、児童委員の現職者で、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は、前後在職期間を合算する。）であり、その間、職務に精励し、その功績が顕著であると認められるもの。

ただし、特に功績抜群と認められるものについては、在職期間を緩和することができる。

(2) 一般社会福祉事業関係功労者

(ア) 社会福祉事業の従事者として、15年以上にわたりその実務に精励し、現に在職しているもの。

ただし、特に功績が抜群であると認められるものについては、在職期間を緩和することができる。

(イ) 社会福祉事業関係団体の役員等として、10年以上にわたり社会福祉事業の発展のために貢献し、現在も活躍中のもの。

ただし、特に功績が抜群であると認められるものについては、在職期間を緩和することができる。

(3) 社会福祉事業協助者又は奉仕者

社会福祉事業の実施に直接関係ないものであって、社会福祉施設、団体又は民生児童委員活動など、社会福祉活動の各般にわたり積極的に協力した個人及び団体で、特に功績顕著であるもの。

(表彰の時期)

**第 3 条** 表彰期日は、会長が指定する。

(推 薦 書)

**第 4 条** 被表彰候補者の推薦書は、別に定める様式による。

附 則

この要綱は、昭和42年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。